

大分県総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、大分県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 知事は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議の協議・調整事項を決定し、教育委員会に通知するものとする。

(会議の議事)

第3条 知事は、議長として会議の議事進行を行うものとする。

(意見聴取)

第4条 会議は、法第1条の4第5項の規定により、関係者又は学識経験者の出席を求め、協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

2 前項に規定する関係者又は学識経験者の出席については、あらかじめ知事及び教育委員会において協議の上、知事が決定する。

(会議の公開)

第5条 法第1条の4第6項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ知事及び教育委員会において協議の上、知事が決定するものとする。

(議事録の作成)

第6条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条において非公開とした内容については、公表しないものとする。

2 前項に規定する議事録の公開は、県ホームページにおいて行うものとする。

3 第1項に規定する議事録は、会議の日程、出席者、協議・調整事項及び発言要旨を公開するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を総務部行政企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から適用する。